

高齢就業会員表彰規程

(表彰基準)

第1条 毎年4月1日現在会員として在籍し、年齢80歳以上で、過去1年間に1回以上就業し、または地域班長として事業の発展に寄与したものの。

(表彰)

第2条 感謝状を贈呈する。この場合記念品を添えることができる。ただし、被表彰者が死亡した時は、その遺族に贈呈する。

(表彰の時期)

第3条 表彰は、総会において行うものとする。

(委任)

第4条 この規程の施行に関して必要な事項は、会長が別にさだめる。

附 則

この規程は、平成6年7月27日から施行する。この規程に基づいて表彰されたものは、その後の表彰としない。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年5月30日から施行する。

参 考

- 1 表彰は、6月総会にて行うものとする。
- 2 感謝状には紙筒を添えるものとする。
- 3 記念品は5、000円程度のものとする。